

アジア・太平洋研究センター主催シンポジウム

日 時：2014年2月27日（木）

場 所：名古屋キャンパス J棟1階 特別合同研究室

テーマ：日中戦争・対日協力政権研究の最前線

報告者：広中 一成（三重大学非常勤講師）

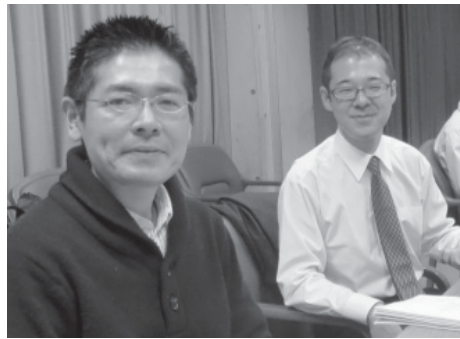
関 智英（明治大学兼任講師）

今井 就稔（群馬大学准教授）

司 会：宮原 佳昭（南山大学アジア・太平洋研究センター研究員）



広中 一成氏



関 智英氏（左）今井 就稔氏（右）

政治・軍事をめぐる日中関係が緊迫している現在において、日中戦争を主題とするシンポジウムを開催する意図は、過去における日本の中国侵略を正当化するためでないことは言うまでもない。本シンポジウムの意図は、日中戦争期における中国人の主体性や多様性を理解することにある。

満洲事変から日中戦争の時期にかけて成立した冀東防共自治政府・中華民国維新政府・汪兆銘政権などのいわゆる「対日協力政権」は、傀儡政権（操り人形）として、とくに中国の現政権にとっては「漢奸」（漢民族の裏切者）として、すなわち主体性を持たぬ存在として従来扱われてきた。これに対し、近年、日本における中国近現代史研究の分野では、対日協力政権に対する再評価が進んでいる。すなわち、文献史学の手法に基く実証的研究により、上述のような既存のイメージを超えた、日中戦争期における中国人の主体性や多様性が明らかになりつつある。このような研究成果は、研究者の世界だけではなく、広く社会に伝えるべきものであると言えよう。

以上の問題意識に基づき、このたびは、日中戦争・対日協力政権研究の最前線で研究をすすめる3名の若手研究者に、各専門分野における最新の研究成果をコンパクトな形で講演していただく運びとなった。また、各分野に対する理解をより深められ

るよう、3名の講演後は総合討論の時間を設け、フロアからの質問に回答していただいた。

日中和平工作研究の新展開——「今井武夫関係文書」の可能性

広中 一成

本報告では、近年の対日協力政権研究の動向を踏まえたうえで、同研究と関連性を持つ、日中和平工作研究について、新史料「今井武夫関係文書」を紹介しながら、今後解明が期待される課題について検討した。

日中和平工作とは、1937年7月7日の盧溝橋事件に端を発する日中戦争の早期解決を目指して進められた日中間の和平交渉で、開始当初は日中両国の政府レベルで話し合いが続けられた。しかし、1938年1月16日、日本政府が「第一次近衛声明」を発表して、交渉相手であった中国国民政府（重慶政府）の存在を否定したことから、それ以後の交渉は日中両政府が表立ってかかわらない非公式レベルで展開された。

この日中和平工作で、日本側は1940年3月30日に南京に対日協力政権を成立させた汪兆銘をおもな交渉相手とした。そのため、日中和平工作は日中外交史や日中関係史はもとより、対日協力政権研究の一分野としても論じられた。

これまでの日中和平工作研究は、交渉の二大メインルートであった、汪兆銘工作と重慶工作（重慶政府直接和平工作）についての検討が中心であった。しかし、近年、日中和平工作の中心人物であった今井武夫少将（階級は終戦時）の三男・今井貞夫氏による評伝『幻の日中和平工作—軍人今井武夫の生涯』（中央公論事業出版、2007年）や、日中和平工作に関する日本側の外交史料を収録した、外務省編『日本外交文書 日中戦争』（全四冊、六一書房、2011年）などが刊行され、日中和平工作研究が史料面から補強されつつある。

さらに、本報告で取り上げた「今井武夫関係文書」を利用することで、日中和平工作研究は、いままで未解明だった和平ルートに考察が加えられるなど、これまで以上の成果が期待されるようになった。

「今井武夫関係文書」とは、今井武夫少将が生前に遺した約5000点にのぼる史料群で、現在、所有者の意向で国立国会図書館憲政資料室に委託保管されている。

「今井武夫関係文書」に収録されている史料は、大きく分けて、日記類・書簡類・写真・絵はがき・地図・名刺・書籍・暗号表（略語表）・そのほか雑史料の9種類ある。この中でもっとも重要なのが日記類である。これは今井が陸軍大学在学時の1928年1月1日から、死去からおよそ2年前の1980年3月18日まで断続的に綴られた日々の生活の記録で、文中から今井が日中和平工作を進めるにあたり、いつどこ

で、どのような人物と接触したのかを知る手がかりを見出すことができる。

また、暗号表は今井が汪兆銘工作や重慶工作のひとつであった桐工作（宋子良工作）に使われたもので、工作が秘密裏に進められたことがうかがわれる。そして、雑史料の中には、今井が参謀本部支那班長を務めていたときの汪兆銘工作に関する書類が27枚あるほか、汪兆銘工作の概要を記した「渡辺工作の現況」計4冊、汪兆銘工作関連の新聞記事、桐工作関連史料、今井自身が戦時中に日中和平工作の実相をまとめた「皇紀二千六百一年紀元節 日中和平交渉ノ真相」、日中和平工作の諸ルートであった、吉田姜豪工作（小野寺工作）・呉佩孚工作・余漢謀工作・スチュアート工作などにまつわる史料なども収められている。

日中和平工作以外にも、「今井武夫関連文書」には日中戦争にまつわる史料が収録されていて、日中和平工作だけでなく、日中戦争史を研究していくうえでも欠くことのできない史料群といえる。

この「今井武夫関係文書」を利用することによって、今後、日中和平工作研究に関する次のような課題の解明が期待される。一点目は、汪兆銘工作や重慶工作の未解明な部分、また対日協力政権研究にも係わる汪兆銘政権成立までの具体的経過や背後関係である。

二点目は、これまで史料的制約で十分に検討しきれていなかった、汪兆銘工作や重慶工作以外の日中和平工作の諸ルートの解明である。以上、二点は日記類や雑史料を詳細に検討することによって明らかにできる。

さらに、今井は北京武官として盧溝橋事件の解決に努めたり、支那派遣軍総参謀副長として国民政府との終戦協議に加わったことから、「今井武夫関係文書」を使って、それら歴史事実の検討も可能となる。

「今井武夫関係文書」の日記類は来春刊行を目指し、現在、愛知大学と早稲田大学のグループによって翻刻作業が進められている。また、雑史料の一部も報告者によって史料集として出版が予定されている。また、それ以外の史料も、今後、憲政資料室で順次閲覧が許されることになっている。これら史料が多くの研究者の目に触れることで、日中和平工作研究はこれまで以上に具体的な成果が生み出されよう。

汪精衛政権の憲政実施構想

関 智英

本シンポジウムは「対日協力政権研究の最前線」と題するが、では何をもって最前線とするのか。私はこれを、「中国史の文脈」の中に対日協力政権研究を位置づけていくことだと考えている。もちろん、「対日協力政権」が中国史の中に位置づけられ

てこなかった訳ではない。ただ、その位置づけ方に問題があったのである。

これまで日中戦争期、日本占領地に樹立された政権については、大きく3つの見方があった。1つはこれを傀儡政権と見なすもので、この視角は当時から存在した。この文脈では政府関係者は「漢奸」（漢民族の裏切者）と扱われた。2つめは、欧米の研究を中心に提起されるようになった「協力者」／コラボレーターという分析視角である。これは漢奸・傀儡のような前提を排除し、より彼等の事情によりそったもので、中国大陸の研究を除いては、現在では一般的に受け入れられている。これに加えて3つめとして、日本植民地研究からも分析が進められてきた。

このそれぞれが問題を抱えているに思われる。1は、「善悪二元論」の枠を前提としており、学問的分析概念には馴染まない点で問題がある。2は、1に比べれば中立的な視点を提供できるものの、当該政権（及び関係者）と日本との関係に力点が置かれてしまう問題がある。そして3は、当該政権（及び関係者）が植民者（＝日本）の客体に置かれてしまう、という点で問題がある。

そこで、私が試みたのが、2の協力者という分析視角を継承しながらも、そこに当該政権の当事者の眼差しを寄り添わせることである。これを意識的に行うために、私は「和平陣営」という視角を意識的に盛り込んだ。これは、「日本との戦争よりも、日本との即時停戦に意義を見出だし、それを前提に行動した人々」ということである。彼らは必ずしも日本との協力を第一に考えていた訳ではない。「陣営」という言葉を暫定的に用いたが、相互に強固な連繋がったわけでも必ずしもない。

この「和平陣営」という分析視角を設けることで、日本の占領という制限下にありながらも、当事者達が当該社会の展望・将来を如何に描いていたのか、という点をより積極的に浮き上がらせることができると考えるのである。またこうした作業を通じて、彼等の動きを「中国史の文脈」に位置づけることができると思われるのである。

上述の問題意識に基づき、本報告では汪精衛が1940年に樹立した国民政府（汪政権）の憲政実施への動きを検討した。従来、汪政権の憲政実施については、ほとんど研究されてこなかった。しかし、実際には、汪政権下でも1936年に国民政府が公表した憲法草案を引き継ぐ形で、日本の占領地でも憲政実施へ向けた動きがあったのである。

1939年8月に上海で開催された汪派の国民党五期六中全会は、「国民大会の召集、憲法の制定・実施」を規定し、これは汪政権の政綱にも引き継がれた。こうして和平陣営では憲政に関して活発に議論が始まったのである。ほぼ同時期、重慶でも憲法制定・実施が大きくクローズアップされた。こうして図らずも重慶と南京二つの国民政府は憲政実施を巡って競合する形となったのである。

和平陣営で主に問題となったのは、民主政治の形と国民大会召集の方法であった。汪派国民党は建前では臨時政府・維新政府等諸派連合の政府を標榜していた。しか

し、実質的には三民主義の理念及び国民党の指導を前提とした政権樹立を目指していた。こうした政権構想に対しては、中国青年党等から反論が唱えられた。

重慶でも憲政実施を巡る議論の中で、蒋介石の独裁に対する批判が高まっており、憲政を実施することは、共産党の政治介入にも繋がりがねなかった。結局、1940年9月に重慶国民政府は国民大会召集延期を宣言し、同年12月には汪政権も予定していた国民大会召集を延期することになった。

この憲政実施を巡る諸事情は、少なくとも1940年前後の時期は日本の占領地域でも、中国の将来を展望する議論が盛んに行われたこと、すなわち和平陣営もまた当時中国が直面した問題に取り組んでいたことを示している。

日中戦争下の上海と対日協力問題——経済史の視点から

今井 就稔

これまで、私は日中戦争期の上海経済の実態や企業家の活動に関心をもってきたが、対日協力政権そのものを素材として論文を書いたことはない。しかし、日本や親日政権にとって、中国一の商工業都市であった上海の経済は非常に重要な存在であったのはもちろんのこと、上海経済の担い手であった企業家たちが戦時中にどのような行動をとったのかを知ること、中国民衆と日本側・親日政権側の関係を知るためには有用であろう。

一般的に中国側から「抗日戦争史」を書く場合、武装闘争によって「不屈に、果敢に戦う中国民衆」が日本帝国主義を倒したことが強調され、民衆を適切に主導したときの政治勢力が評価される。その一方で、日本占領地で厳しい生活を強いられた人々に対する視線は冷淡であった。占領地では、自らの生活のために対日協力活動に手を染める人々も実際には少なくなかったが、彼らは、戦争当時から現在に至るまで、対日抗戦に逆行する存在とみなされ、否定的な評価を受け続けてきた。しかし、政治的な評価から対日協力者を告発するのではなく、日本の軍政下の民衆による「生存」の模索過程にも目を向け、再検証する必要がある。

そうした日本占領地下の中国人のなかでも、企業家にどのようなアプローチが考えられるだろうか。企業家は経済活動を行って利益を得ることが本分である。ある産業の企業家の経済活動を分析することは、その産業の構造や業界のおかれた経済環境を十分把握することが前提である。そこから明らかになる彼らの活動についても、政治的な要素を無視してよいわけではないとはいえ、基本的には「経済の論理」に基づいた分析をする必要がある。一方で、前近代の郷紳層に起源を持つ中国の資本家は、単なる経済合理主義的な存在とみなすのも適切ではない。とくに上海の場合、外国人の

ための租界を中心に都市が発展する一方、中国側の地方行政機構は歴史が浅く、中国人は「行政の不在」のなかにあった。そのなかで上海の中国人社会を統括するリーダーとなったのが、企業家たちである。彼らは外国の諸勢力と関わりをもつなかで、上海人意識や中国人意識を身につけ、やがては抗日ナショナリズムの主体ともなった。このように、「経済の論理」と「国家の論理」の双方を併せ持った存在として戦時期の企業家をとらえることで、経済決定論・政治的評価の双方から距離を置き、双方のバランス感覚のなかで日中戦争史や対日協力問題を考え直すことを目指したい。

実際に彼らの戦時中の行動は複雑であった。

日中戦争が始まってもときの国民政府の要請を拒んで内陸部には移転せず、企業家の大部分が上海に残った。そしていくつかの条件が重なって戦時特需が到来した租界を拠点として、戦前を上回る利益を挙げていた。列強の利権が錯綜する租界は日本も占領することができず、租界の一部は日本の権力が及ばない地域として残っていたのである。

太平洋戦争の開始によって日本軍が租界に進駐すると、そうした租界の経済的繁栄は終わりを告げる。企業家たちは、日本企業との合弁組織の設立や日本占領地当局・親日政権へと接近をはかるようになった。しかし、そうした「対日協力」は、日本側の支配を全面的に受容したというよりは、自ら経営する企業を生存させるためになるべく有利な条件を引き出そうとする性格の濃いものであった。

内陸部の人々や重慶国民政府は、戦時中から上海企業家のこのような活動を批判してきた。しかし、重慶など国民政府が依拠した地域は経済的に遅れた地域だったため、戦略物資の調達などで上海経済に依存せざるを得なかった。戦後になっても、上海の企業家は、その政治的な正統性はともかく、経済力を背景として戦後上海経済の再編に対する発言権を維持していた。

このように、経済史の視点からは、「経済の論理」と「国家の論理」の複雑なからみあいのなかで発生・展開した問題として、対日協力問題を考えることができるように思われる。

（文責：宮原 佳昭）